

## 八王子市防犯建築物審査基準（店舗）

## 1 ハード的側面

項 目	基 準
(1)自然監視性の確保	店舗内外の自然監視性を高めるため、店舗内外やレジカウンター内から入店者の視認性を良くする。ポスター、ステッカー等のガラス面への貼付及び不適切な場所での宣伝用のぼりの掲示により店舗内外の視認性を損なわないよう注意する。
(2)防犯カメラ	店舗内外に必要な台数の防犯カメラを設置する。できるだけデジタル方式等、より効果的な録画装置を導入することが望ましい。
(3)防犯カメラ設置場所	防犯カメラのうち、1台以上は来店者の上半身を正対する位置から撮影できるように設置場所を工夫する。また、店舗内の死角部分がないような配置とする。
(4)防犯ミラー	店舗内に防犯ミラーを設置する。
(5)店舗内照明設備	店舗内の十分な照度を確保できる照明設備を設置すると同時に、蛍光灯の定期的な交換、床清掃の徹底による間接反射効果を利用し、店舗内のより一層の明るさを確保する。
(6)店舗外照明設備	店舗外・店舗周辺にも常夜灯又はセンサー防犯灯を設置する。
(7)レジカウンター	レジカウンターの形状は、床から高さ90cm、幅70cm、カウンター内側の広さ（待避空間）110cmを確保し、カウンター内側フロアを店舗側フロアより20cm程度高くすることが望ましい。
(8)緊急時の避難経路の確保	緊急時の避難経路として、カウンターから事務室へと直接移動することが可能で、かつ、事務室内から店外への非常口を設置する。

## 2 ソフト的側面

項 目	基 準
(1)強盗対策の常時検討及び周知徹底	店舗経営者及びフランチャイズチェーン本部担当者は、日頃から強盗への対処方法を熟考し、特に深夜時間帯従業員に対しては具体的なシミュレーションにより周知徹底を図る。
(2)防犯器材の確認	従業員が防犯器材を正しく使用できるように、使用方法について周知徹底を図る。
(3)警察との連携	店舗経営者は、防犯指導や防犯訓練の実施について管轄警察署防犯係及び交番に相談をするなどして、警察と連携を深めるよう努力する。
(4)不審者の早期発見	深夜時間帯従業員に対して、犯人が犯行前に必ず下見をするという特性を理解させ、不審者の早期発見に努めるよう指導する。
(5)注意力の確保	不審な行動を感じた場合には、犯行の兆しを発見できるようにその者の動向を注視するよう従業員を指導する。
(6)複数勤務体制	カウンター内には、常時2名以上の従業員が勤務する。
(7)深夜時間帯のレジ	深夜時間帯は、使用可能レジの台数を制限するとともに、保管金額を必要最低限に抑え、金銭被害を最少に食い止める。

(8)レジ内現金の管理徹底	レジ内現金は、各社及び店舗の内規に従って管理を徹底し、フランチャイズチェーン本部担当者等もその徹底状況を随時把握するよう努める。
(9)被害遭遇時の対応	被害遭遇時の対応は、犯人側に大きく左右されるので、安易に抵抗したり、不用意に近づいたりすることを慎み、むしろ、事後の検挙に有効な資料を確保するように努める。
(10)110番通報	被害発生後は、犯人の追跡や内部責任者又は警備会社への通報よりも、110番通報を最優先とし、時間の経過により犯人検挙の機会を失わないよう従業員に徹底を図る。
(11)現場状態の保全	犯人が歩いたり、直接手を触れたりした箇所は、極力手を触れないようにし、警察官が到着するまではできるだけそのままの店内状態を保つよう心がける。

引用文献 財団法人 都市防犯研究センター JUSRI レポート 28ほか